

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和2年8月27日 02時00分ごろ
発生場所	山形県酒田市酒田港 酒田港第2北防波堤南灯台から真方位298° 20m付近 （概位 北緯38° 56.4′ 東経139° 47.4′）
事故の概要	漁船第七十八明神丸 ^{みょうじん} は、南進中、防波堤に衝突した。 第七十八明神丸は、球状船首部に破損等を生じた。
事故調査の経過	令和2年11月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第七十八明神丸、19トン IT2-5039（漁船登録番号）、綾里漁業協同組合 22.84m (Lr) × 4.67m × 1.71m、FRP ディーゼル機関、736.00kW、平成24年9月25日 第292-50228号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年3月16日 免許証交付日 平成30年1月15日 （令和5年3月15日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	本船 球状船首部に破損及びバウスラスタ室の隔壁に亀裂 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、いか一本釣り漁を行う目的で、令和2年8月25日22時00分ごろ秋田県秋田船川港秋田区を出港した。 本船は、山形県酒田市飛島西北西方沖及び同島北方15海里（M）付近の漁場にて操業を行い、26日23時00分ごろ操業を終了した後、23時15分ごろ同市酒田港に向けて帰航することとした。

	<p>船長は、単独で船橋当直に就き、操舵室の左舷側に設置された‘背もたれ付きの自動車用の椅子’に腰を掛けた状態で、目視及び6M及び12Mレンジに設定したレーダーで周囲を確認したところ、操業中と思われる約10隻の漁船がいたので、操業の支障とならないよう手動操舵でそれぞれの漁船を避けながら南東進した。</p> <p>本船は、船長が、周囲に他船がいなくなったことを確認した後、約10.5ノットの対地速力で自動操舵により南進を始め、GPSプロッターで設定した目的地まで5～6M付近に接近したことをレーダーで確認し、同じ針路及び速力で航行を続けた。</p> <p>船長は、漁業無線から僚船同士で交信される漁場や漁獲量などの情報を聞き、下を向いて今回の操業に関して考え事などをしながら船橋当直を続けた。</p> <p>船長は、小縮尺表示のGPSプロッターの画面を見て、目的地に接近してきたと思い、手動操舵に切り替え、前方を視認したところ、第2北防波堤が目前に迫っていることに気付いた。</p> <p>本船は、船長がクラッチを後進に入れたものの、27日02時00分ごろ、船首部が第2北防波堤の南端に衝突した。</p> <p>本船は、船長が、衝突の衝撃で自室から甲板上に出てきた乗組員に船体の損傷状況及び浸水の有無をそれぞれ確認させ、バウスラスタ室が浸水していることを認めたものの、自力での航行が可能と判断し、酒田港内の水産岸壁に着岸した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、26日17時30分ごろから23時00分ごろまで仮眠していたので、本事故当時、眠気や疲労感はなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、周囲に他船がいなかったこともあり、レーダーを使用して船位の確認を行わなかったが、レーダーを近距離レンジに切り替えて船位の確認を行っておけば良かったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、酒田港に向けて南進中、単独で船橋当直中の船長が、下を向いて今回の操業に関して考え事などをしながら航行を続けたことから、第2北防波堤に接近していることに気付かず、同防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、酒田港に向けて南進中、単独で船橋当直中の船長が、下を向いて今回の操業に関して考え事などをしながら航行を続けたため、第2北防波堤に接近していることに気付かず、同防波堤に衝突したものと考えられる。</p>

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、考え事などをせずに操船に集中するとともに、目視やレーダー等の航海計器を適切に使用して船位を正確に把握しておくこと。・ 船長は、事故発生時には速やかに海上保安庁へ通報すること。
--------------	---

付図1 事故発生経過概略図

